

福生市除染方針

市内で市の暫定基準を超える放射線量が出た場合、次のように市では除染対応していきます。除染の方法については、原則として原子力災害対策本部が 8 月 26 日に示した「市町村による除染実施ガイドライン」に基づいて行います。
※地上 1m で毎時 1 μ Sv を超える場合については国の指示等に基づいて対応いたします。

- ① 暫定基準を超える箇所があった場合、保健所からより正確な放射線量測定機を借りる等の方法により、より正確な放射線量を測定できる状況にする。
- ② ①の状況下において 1 時間当たりの最も放射線量の高い地点から人が通行する可能性の高い方向に向けて地上 5cm で下の表の間隔で測定を行う。ただし、地上 5cm の地点で 1 マイクロシーベルトを超えた場合は、必ず地上 1m の地点でも測定を行う。

【表】

測定値	測定間隔
0.23 ~ 0.32 μ Sv/h	50 cm
0.33 ~ 0.42 μ Sv/h	60 cm
0.43 ~ 0.52 μ Sv/h	70 cm
0.53 ~ 0.62 μ Sv/h	80 cm
0.63 ~ 0.72 μ Sv/h	90 cm
0.73 ~ μ Sv/h	1 m

- ③ 測定値が暫定基準 0.23 マイクロシーベルト以下となる地点を確定し、その地点と最も放射線量が高い地点を結んだ長さを半径とした円を描き、その円を底面積とする深さ 5cm の土等の除去又は洗浄等をする。
- ④ 除去した土等はビニール袋に入れ、除去した日付及び除去した場所、除去した理由（今後何らかの理由で発見された場合に中身が何か分かるようにするため）を明記し、その上から透明なビニール袋に入れる。
- ⑤ 生活上影響のない箇所に深さ 50cm 穴を掘り、底面に遮水シートを敷く。その上にビニール袋に入れた除染した土等を埋める。
- ⑥ 覆土後、その場所の放射線量の測定を行い、生活上問題がないことを確認する。
- ⑦ 雨水が浸透しないように、遮水シートで覆土部分を覆う。
- ⑧ 念のため、覆土した場所の周囲 1m を杭等で囲い、「除染土埋設地につき立ち入り禁止」の表示をする。
- ⑨ 土等を除去した場所には、必要に応じて放射線の影響のない土等を加え、最も放射線量の高かった地点で放射線量の測定をする。
- ⑩ ①～⑨の内容の記録を 2 部作成し、担当課及び環境課でそれぞれ保管する。